

建設環境委員会

平成21年12月14日（月）  
午前10時02分～午後2時05分  
議会第4会議室

【出席委員】原口忠則委員長、山口弘展副委員長、野中宣明委員、中山重俊委員、  
本田耕一郎委員、江頭弘美委員、嘉村弘和委員、黒田利人委員、  
武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 桑原部長
- ・環境下水道部 河野部長
- ほか関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○原口委員長

これより建設環境委員会を開催いたします。欠席、遅刻はございません。

先に皆様にお知らせいたします。本委員会は、会議録をホームページに公開することになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、委員会の審査日程について、お手元に配付している審査日程で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようですから、この審査日程どおり当委員会に付託されました議案について審査いたしたいと思えます。

なお、現地視察などの御希望があれば、本日の審査終了までにお申し出いただきたいと思えます。

環境下水道部長は退席されて結構です。

◎執行部退室

○原口委員長

それでは、審査に入る前に執行部の職員紹介をお願いいたしたいと思えます。紹介は課長級以上で本日来られている方のみで結構です。

なお、本庁、支所副部長級以上の方は、10月の初会合にて自己紹介をいただきましたので必要ありません。それでは、紹介をお願いします。

◎職員紹介

○原口委員長

ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。まず、第230号議案について説明を求めます。お願いします。

◎第230号議案 佐賀市営住宅及び佐賀市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について  
説明

○原口委員長

説明がありました。御質問をお受けいたします。

○黒田委員

今まで松尾とマベックとこう指定をされたわけでありますけども、各団地において、入居者がかわる場合のいろんな補修とかなんとかをしますね。次のですね。私が聞くところによると、何かその指定を受けたところの関連の会社がしている模様というようなことを聞いたりしますので、そういうことはないでしょうね。市がやっているでしょうね。

○藤瀬建築住宅課長

入居者がかわるということになりますと空き家の修繕になりますけども、これは市のほうでやっております。指定管理者の業務ではございません。

以上ですけど。

○嘉村委員

今回、この応募は何社ほどあったんですかね。

○藤瀬建築住宅課長

まず、応募する前に、公募の説明会を開催しております。それでは2社がございました。それから、その後、参加表明書の提出というような形で、期限を設けて申請書を出していただきましたけども、これには2社応募がございました。最終的に、一次審査に必要な関係図書すべてを提出するときになりまして、1社が辞退したというふうな経緯がございました。私自身は、非常に2社募集していただくことを望んでおったですけども、辞退されたというような内容です。

○嘉村委員

続けてですけど、指定管理者にこれから5年間お願いするわけですけども、今、黒田委員も確認をされていましたが、いろいろその修理とか、空き家になった場合は市が直接ですけども、ほかの部分、修理とか、あるいは造園の業者の方とかいろいろありますよね、管理する場合。これは直接ですよ、これまではその指定管理者がいわゆる下請1社ぐらいに出されていてやられておりましたけども、業者は非常に不公平感を持っておられたわけですね。というのは、これまでは直営でやっていたから競争原理のもと幅広く業者が受けられていたというのがあったんですけど、指定管理者にかわってから造園に関しては1社が特定されて受けていた。その1社の方が、親しいところかどうかわかりませんが、

ほかの業者に下請で出していたという実態があったんですが、これは余りよくないというふうなかつて議論もしましたが、この改善点はどうかされているのか、確認しておきたいと思います。

○藤瀬建築住宅課長

今まではB社あたりも入っていたところはあるんですけど、ちょっとことしになってB社が辞退したという経緯がありまして、指定管理者とその後継続して、現在修正されてB社も一部入るような形になっております。今後、A級業者だけに限らずB級業者、そういったところはこちらのほうで指導していきたいと思います。

○嘉村委員

まあ、従来どおりの形ができれば、今後、そういう管理、特に住んである方の意見なんか聞くとですね。やっぱり樹木の管理とか、あるいは草の伐採なんかもあるでしょうけども、専門業者にきちっと直接がいいんじゃないですかという意見もあるわけですよ。という意味では、直接市のほうで空き家と同様にですよ、空き家の場合は市が直接業者に頼むわけでしょう。管理のほうも指定管理者を通じなくて、造園管理のほうも樹木の管理のほうも市直接のほうがいいんじゃないかと、今後ですね、と思いますが、この点についてはどうお考えになりますか。

○藤瀬建築住宅課長

機動性を考慮すると、やはり指定管理者が一元的に管理していただいたほうがいだろうというふうな形で思っておりますので、できれば指定管理者で管理をさせていただきたいというふうに考えております。

○嘉村委員

考え方としてはわかりました。その場合ですね、1業者とか2業者に特定されてしまうんですね。そうすると、従来は幅広く業者が受注できたというのがあったんですけども、指定管理者を通じていけば、1社あるいは2社ぐらいに特定されてしまうから、そこら辺のところは十分考慮されたいと。だから、指定管理者にお願いするにしろ、幅広く業者に仕事が行き渡るようにお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○黒田委員

関連ですが、今ちょっと課長ね、要するに指定業者になったところがするということですけど、確かにそれは理屈としてあるかもしれませんが、考えてんですか。川副のとを富士の業者がしてみたり、逆の場合もあってみたり、そういうケースが出てくるわけですよ。そこはやっぱり余りよろしくないから、地元のそこにおられる造園業者なり、川副なら川副、富士なら富士におられる方の造園業者を使っただけとか、そういう指導を徹底していただかないと、かえって向こうも、受けたところもですね、下請したところも金が要るわけですよ。油賃が要るわけですから。そういう配慮というのはちょっとやっ

ぱりね、指導していくべきではないかなと私は思うんですけど、どうでしょうか。

○藤瀬建築住宅課長

今回、南部3町まで入ったというふうな形になりますので、山から海まで範囲が広がるというふうな点から踏まえると、やはり南部3町の配慮というふうな形が必要になってきますので、その辺は私たちのほうでもそれに合った管理体制ができるかどうかというのはチェックしていきたいと思います。

○中山委員

ちょっとお尋ねしますが、以前の話ですが、幾つか例えば東西南北と真ん中という感じで分けていたと、業者をね。そういう形は今はとっていないんですか。こういう形になって、指定管理者になってから。私の記憶では指定管理者になっても、そういう形で例えば地域に分けてそれぞれの地域ごとの業者に仕事を与えると、修繕についてもね。そういうふうに聞いていたんですが、それは今変わったんですか。

○藤瀬建築住宅課長

市の直営の場合は地域割りでやっていた面ございますけれども、指定管理者になりました、やはり地域割りでなく、やはり市の中心部あたりとか、郊外部というふうな形で、若干団地の規模関係が違った関係でA級、B級、C級もされていたかもわかりませんが、辞退等もあって、年々こう少なくなってきたというふうな経緯があるようでありますけど。

○中山委員

やっぱり市内の中小業者が今大変な時期ということもあるし、そういう形でできればですね、前のような形をやっぱり維持していくと、市内業者を援助するといいますか、そういう立場はやっぱりとっておくと。先ほどちょっと言われました修繕もそのようになっているんですか。修繕は4つと、それから真ん中という形にされていたというふうに聞いています。

○藤瀬建築住宅課長

修繕関係は電気にせよ、機械設備にせよ、土木に関するもの、建築に関するものいろいろございます。それはその分野で地域割りみたいな感じでこう、それはされております。

○中山委員

されておるといふか、修繕は市直営と言ったでしょう、さっき。だから、その点を今ちょっと聞いているんですけど。

○藤瀬建築住宅課長

空き家修繕は地域割りでやっております。4ブロックぐらいに分けたような形で。

○中山委員

基本的なところで今回最終的には1社ということですが、公募の内容ですたいね。例えば、この間、住宅を何千戸以上とか、1,000戸とかあるいは2,000戸とか、そういうハード

ルが高い——ハードルというか、そういう形になると、なかなか今の市内の中でビル管理をされている方たちが参入しにくいと。つまり、もう1社、あるいはもうあと1社なるぐらいという感じになってしまうわけで、そこら辺の公募要領というのはいただけますか。やはりそれがないとですね、特定のそこに行ってしまうというふうに形としてなっていくですね。だから、そういう点も含めて、例えば、佐賀市の今広くなりましたから、新しく南部も入ってきたということもありますから、とにかく佐賀市を南、真ん中、北というぐらいに分けて、つまり管理が500戸でも1,000戸でも、仮にですよ、そういう管理をしているところも応募ができるというか、そういう方向が私は必要じゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○藤瀬建築住宅課長

佐賀市営住宅おおよそ2,500程度はありますけども、そのうちの分が今回の分になっておりますが、管理において県の事例で申し上げれば、佐賀市の応募条件の中にはですね、この共同住宅の実績があるというふうな形で、その程度しか書いておりません。多くの量を——多くの棟とか多くの量いろんなものを今実績があるというふうな云々しておりません。そういうふうなところから、だれでも募集ができるというふうな公募ができますので、そういうところから期待したところでございます。県においても、宅建業協会が一緒になってやったというふうな経緯もございますので、そういったところから今回の指定管理者においては、佐賀市が公募するには多分多くなるんじゃないかなというふうな期待を込めておりました。そういうところから周辺の都市あたりでも結構管理戸数も多くのものでやってもおられますし、うちのほうとしてもやはり管理費の軽減につながるような形での運用ということであると、やはりこう2,300戸ぐらいは妥当な数字ではないかなというふうな感じがして、1区域に決めてから公募をしたというふうな内容になっております。

○中山委員

ぜひここに公募要領というか、それを出してください。資料として、委員長ぜひお願いしたいんですが。

○原口委員長

どうですか。出せますか。

(「要するに指定管理者に任せてしまえば」と呼ぶ者あり)

○藤瀬建築住宅課長

公募の条件の部分だけでよろしいでしょうか。それとも公募要領全部、ページ数はかなりありますけれども。

(発言する者あり)

全部ですか。

○中山委員

私が言いたいのは、以前は例えばこれまでの実績としての1,000戸以上とか2,000戸以上

という、そういうハードルがあったんですね。それは今回、端的に言ってなくなっているんですか。

○藤瀬建築住宅課長

そういうものはつけておりません。マンションとか賃貸住宅、こういったものの共同住宅の実績がある会社というふうな形でしておりますので、大小とか云々の幅はございませんので、だれでも募集ができると。ただ、市内に本店とか本社がある会社というふうなとらえ方だけはさせていただいておりますので、本店ですから小さな会社でも構わないというふうな要領ですから、宅建業者であれば200社以上ございますので、だれでもできろかなというふうな感じは受けとめておりましたですけど。

○中山委員

つまり、以前はですよ、最初の指定管理者のときは多分、県内で1,000戸以上とか2,000戸とかそういう形であったように思うんですが、そうではなかったですかね。

(「何かあった、あった」と呼ぶ者あり)

あったですよ。

○藤瀬建築住宅課長

最初の施行のときの資料は手元に持っておりませんが、前回の19年度分の公募条件をちょっと読み上げてみますと、「佐賀市内に本社本店または法人その他の団体であること」が第1点になっております。第2点目が「共同住宅、賃貸、分譲、マンション等、管理の実績が現にあること」、この2点で前回は募集をかけたところです。今回はそれにプラス、やはりいろいろ管理面で技術的なものに対応するために、1級建築士、または2級建築士を事務所に常駐できるというふうなものを1点だけ加えたのが今回のちょっと違いになっています。

○中山委員

そうすると、この前も勉強会のときに常駐可能という形で言われたと思いますが、例えばそれはどういうふうな形ですか、態様としては。

○藤瀬建築住宅課長

現在8人体制で市営住宅の管理事務所、動いていただいております。その中に、マンション管理士の方もおられますし、一級建築士が2名もおられます。そういう状況です。ほかにも住宅の管理にはその他のいろいろな資格をお持ちの方もこちらのほうでは記録としては提出されております。

○中山委員

私の感覚的には最初言いましたように一定程度のハードルがあると、1,000戸以上とか2,000戸以上とかというふうに思っていたんですが、それは今回は外しているということ。と同時に、そういう形であれば、公募されるときは広報といいますか、それはどういう形で今回やられたんですか。つまり募集したら2社しか来んで、あと最後は1社になったとい

うそういう流れの中で、どのような募集をされたんですかね。

○藤瀬建築住宅課長

公募ですので、まず10月15日号ですか、の市報に掲載、それと同時に、市のホームページに掲載したというふうな内容になっております。

○中山委員

市報とホームページだけではちょっと参入したくともよくわからないんじゃないかなというふうな部分の一つありますけどね。

それと私、ちょっともとに戻りますけども、広くなった関係で1社という限定せんですよ、南、真ん中、北というふうにして、それをこうずっと回していくといいますかね、指定管理者を3社ぐらいつくってそれをずっと5年ごとに回すとかいう形をとっていけばです、少しはまた違うのかなという感じはするんですが。そこら辺の考えはないんですか。もう1社だけで2,500を。

○藤瀬建築住宅課長

前回の指定管理者が1社で、ほぼ2,300戸管理運営していただいております。毎回毎回、四半期ごとのチェック、それから年1回の検証委員会、こういうふうな形で管理状況がどうかというふうなものも点検しておりますし、また、住民アンケートなんかをとっても管理上、特段、傾向としては、マベックの管理に大幅な不手際みたいな、問題点があるような事項等も発生しておりませんので、現体制でも1区域、これで管理はできるだろうというふうな形で今回も引き続き1社に地区割をさせていただいたところです。

○中山委員

私は先ほど質問はです、南、真ん中、北という形で一遍にせんでもそれぞれの指定管理者を決めるときにそういう形でしたらどうかということは今尋ねたんですけど。

○藤瀬建築住宅課長

管理費の件で3分割にすれば、8人体制であったものが3分の1ずつの体制でいいのかというふうなことがあります、会社としては。そういうところからすると、ほかの経費いろんな面でその分割高になるというふうな要因がございますので、そういうところからすると今でも1社にした場合の業者としては8人体制でやっておりますけれども、そういう中でコスト管理のチェックをしてみますと、余り市の直営時代とそう変わらないというふうなことがありますので、これを3社、4社とかずっと区域を広めていきますと会社の経費としては、いろいろその他の経費というものが積み重なってきますので、指定管理者の管理には経済的に見て、どうも外注出せないような状況があるんじゃないかなというふうな感じがしていますので、1社で対応させていただいているところです。

○中山委員

8人で2,500管理するというので、若干何ていうかな、業務の範囲といいますか、仕事の範囲というか、それはどんなふうになるんですか。これまでと同様にやれるんですか。

2,500を8人体制という形で。どういう対応をされているんですかね。日常的によく聞く話としては対応が遅いと、ぬるいと。すぐしてほしいのになかなか来んと、そういう話を聞くんですよ。だから、私が言っているような形をとれば、対応が早くできるんじゃないかということを私はそのことも含めて言っているわけですけども。そこら辺については何かありますか。

○藤瀬建築住宅課長

やはり造園なんかも苦情が出ています。時期的な問題とか、対応が結果として1週間ぐらいおくれてやり終わったというふうなものもあります。そういうのに対応するために検討をさせておるところですけども——そうですね、南部3町の団地は270戸（17ページで訂正）ぐらいになっておりますので、全体からすると1割足らずですので、できるんじゃないか。それと、いろんな点検業務なんかもありますけども、これは指定管理者は直営でやるんじゃなくエレベーターであれば、エレベーターの管理会社にまた出す。それから、揚水ポンプ、それとか消防設備、それから水槽の点検、こういったものもすべて外注になっておりますので、マベックの管理室の職員がすべてやるんじゃないので、そういった対応はできるんじゃないかなというふうな感じがしています。

○中山委員

マベックがそういう形で仕事を分け与えていくということになると思うんですけどね。そうするとまたマベックの関連会社と、その仕事をですよ。それは、そこまで何というのかな、管理というでも、そこまでいろいろ調整されているんでしょうかね。つまり私が言いたいのは、マベックはマベックとしてあったにしても、水槽とか、塗装とかいろいろあると思いますから、先ほどの嘉村委員の話とダブるんですけど、そういう仕事がマベックにまた集中したら同じようなことじゃないですかね。だから、そういう仕事はまた仕事として市内の業者を活用していくというふうにしていったほうがですね、公営住宅ですし、公営企業ですから、そういう公共事業という形になっていくわけですから、そういうふうにしたほうが私は仕事おこしにもつながっていくんじゃないかというふうに思うんですけど。

○藤瀬建築住宅課長

現在のそういったエレベーターの保守点検とかいろんなもの、これはマベックが行っているものでもなく、やはりエレベーターの機器が入っている、その専門の会社が点検を行っております。それから浄化槽みたいなものに関してはですね、やはりマベックが直接やるというものじゃなくて、やはり地域の組合に加入している会社なんかも行っております。それと、夜間の対応とかいろんなものでちょっとした苦情等が依頼があるものに関しては職員が見てはおりますけれども、主な仕事をするものに関しては、大体外注されておりますので、そういった内容がマベックの関連会社であるとはちょっと私どもは認識はしていません。全然関係のない松尾系じゃない会社が仕事をやっていると見えています。ちょ



っと系列までは調べたことはないんですけど、ほかの会社も仕事は保守点検なんかもやっていますので、多分そういう会社は松尾さんかどうかちょっとよくわかんないんですけど、そういうところがやられております。

○中山委員

そこら辺もちょっと調査する必要があるんじゃないかなと思うんですが、ちょっと話変わります。さっき南部が270戸と言われました。旧市内が何戸、そして北部が何戸と、それから諸富はないんですか、市営住宅は。だから、そういう形での、つまり南部4町の市営住宅が何戸で、中部が幾らで北部が幾らというふうに、大体その数はわかるでしょう。ちょっと教えてください。

○原口委員長

すぐできますかね。一覧表をすぐに出していただけるようでしたら、一覧表にして。

○藤瀬建築住宅課長

ちょっと概要ですけども。諸富で約200戸、それから大和で120戸程度、富士町で44戸、三瀬で56戸、そのほかが市内。

○中山委員

さっきの南部の270というのは、諸富が入っていないわけ。

○藤瀬建築住宅課長

諸富が約200戸ほどです。

○中山委員

聞いているのは270戸の中に200は入っていますか。

○藤瀬建築住宅課長

入っておりません。東与賀と、それから川副の2団地になっております。

○中山委員

確認ですが、大体南部4町ですたいね。諸富、川副、東与賀、久保田、これで500近くあるという形になるんですか。

○藤瀬建築住宅課長

はい、そうです。久保田は2戸しかないですけどね。ただ、今回は久保田の分は入れておりません、指定管理者の分。

○中山委員

ちよつともとに戻ってですね、委員長。ですから、そういう形で、例えば南部4町500戸近い。そして、真ん中をまた2つぐらい分けて、そして北部というふうにすればですね、何ていうか、仕事おこしにもつながっていくし、またそういう業者の切磋琢磨といいますか、それぞれのよさが見えていくんじゃないかなというふうに思うわけですけどね。そこら辺の検討をぜひしていただきたいなというふうに思っております。

○藤瀬建築住宅課長

見積もりとるのはできますが、先ほど言いましたように総体的な管理費が上がらない形で、直営自体の経費よりも安くなるというふうな社会情勢ができ上がっていればですね、それは可能であると見ております。今の点ではそういう価格に近づいておりますので、なかなかコスト的にどうかなというふうなのが、今の1社の体制でも、1区域の体制でもありますので、もっと下がった価格でも募集ができるということであるなら、そういうふうな形で体制の変更を検討していく必要があるかと思っております。それは、今回5年の期間になっておりますので、次回のときにでもどういうふうにするかというのはちょっと検討していく必要があるかと思っております。

○桑原建設部長

今回の指定管理、前回の3年間ということを一つの基本で置いております。前回は1社で今のような形でとれたということと、他の町村あたりにも大体こんな団地ぐらいということで。我々は市民サービス、これの低下を一番懸念するところがございますので、マベックじゃないですけど、今回契約できた部分であればですね、それからの下に行く、例えば、修繕とか、こういった設備関係、そういった部分の工事、あるいは管理分、ここについては地区とか、そこら辺を十分考慮した中で、これは指導を徹底したいと思っております。

ですから、今回は1社と——1社というか、1地区でですね、佐賀市の分、今回270戸ぐらいの南部の川副と東与賀がふえたということで、前回の3年分につきましても既に諸富と大和の一部と、それから富士町あたりも入って実績がございますので、そういった形で考えております。

○藤瀬建築住宅課長

済みません、訂正させていただきます。今回の南部3町の部分、全体で173戸ふえております。申しわけありません。100戸多目にちょっと答弁させていただいて申しわけありません。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、市道廃止、第232号議案から第242号議案及び市道認定第243号議案から第288号議案について一括して説明をお願いいたします。

◎第232号議案～第242号議案 市道路線の廃止について 説明

◎第243号議案～第288号議案 市道路線の認定について 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○中山委員

ちょっと確認ですが、従来は袋小路のところは認定されないような状況だったと思うんですが、それはいつごろ変わったんですか。

○江口道路管理課長

平成17年の10月に改定をしております。

○中山委員

つまり、道路の幅とか変わった点をちょっと教えてください。——きょうの資料にありましたので、よろしゅうございます。

○嘉村委員

関連ですけどね、市道認定基準要綱の袋小路ですけど、これ当初から道路の幅員は6メートルやったですかね。道路幅員、いや、これ2番目に書いてあるのは「道路の幅員が6メートル以上であること」って書いてあるわけですね。当初は4メートル以上というふうに思っていたんですけども、変わったんですか。

○江口道路管理課長

4メートル以上というのはですね、両端が市道に接しているとか公共施設に設置している場合は4メートル以上という規定を設けております。今でもそれは規定はございます。ただ、17年10月にですね、袋状道路を認定するように改定をしたときに袋状道路の規定として幅員が6メートルあれば転回ができるということで6メートル以上と、もしくは4メートルでも終端とか35メートル置きに転回広場を設ければ、袋状道路であっても認定をしていきますよというような改定を行っております。

○黒田委員

16ページですね、この資料ののですが。2744号平尾団地ですが、真ん中だけ認定されてますが、下に道路がありますよね、迂回するような道路。この幅が狭いのかな。これはどうしてですかね、16ページの平尾団地1号線。

○道路管理課管理係長

この団地につきましては、開発当時に下の道路につきましては帰属をしないということで開発をされた道路でございます。

○本田委員

今と同じような質問ですが、隣の17ページでずっところぐりぐりと回っておりますが、一番下の松尾さんというところだけが市道認定がどうもされていない、その下の半分ですね。これは例えば幅員がというようなことがあったんでしょうか、この部分だけがなされていない理由は何かあるんでしょうか。

○江口道路管理課長

これにつきましては枝線と、どうしてもとり方としては道路認定の考え方が1筆書きでできる路線というのを路線で設けます。ですから、ここで分岐をしておりますので、枝線となると。枝線となりますので、1つの路線として考えたときに戸数が5戸以上ということとなりますので、戸数が足りないということで行きどまり道路であっても戸数が5戸以上必要になってきますので、戸数が足りないからこの分は認定をしていないということござ

います。

○本田委員

理屈としてはわかるんですけど、心情的にこの広さが、例えば、きちんと条件をクリアしているといった場合に、1筆でできないからこの部分はだめだよというのはちょっと理不尽なような気がするんですけどね。ここが例えば道路が狭くなっているからとかというふうな理由だったらあれなんだけど、枝道になっているからということだけでここはしませんよというのは何か市道認定として余りにもお役所的なやり方じゃないのかなというふうに思いますが、どうなんでしょうか。

○江口道路管理課長

今さっきちょっと字図を調べたんですけども、この路線についてはやっぱり幅員が狭くなっております。済みません。

(「4メートルですか」と呼ぶ者あり)

幅員が4メートルでございます。4メートルですので、袋状道路にも該当しないと。

○本田委員

ということは、6メートルあればいいということですかね、ここは。さっきの問題はね、結局枝分かれてしているからだめだよというような話だったじゃないですか。すると、ここが6メートルという幅をきちんと持っていけば枝でもいいということ考えていいですか。

○江口道路管理課長

今さっき申し上げましたとおり、1路線として考えたときにはやっぱり5戸というのがございますので、それでもちょっと認定できないのかなと思っています。ただ、側溝とかかなんとか、道路の排水をするために流末がそっちのほうに行っているとかいった場合は、市道としては認定しないけども、市有道路として寄附を受けるという場合もございます。

○本田委員

左に行くか下に行くかという同じ条件です、道路がね。同じ条件の場合に、それは市道認定してもらえないかもらえないかで、その後の下水道とかなんとかという部分も考えてね、その家庭にとっては非常に問題じゃないですか。だから、枝道だからというふうな考え方をされると、じゃあ、その枝がどっちに向くかということで、また変わってくるというのであればですね、それはちょっとおかしいなというふうに思うんですけど、これが下に行かなかった決定的な要因というのはやっぱり狭さなんですか、それとも枝道で戸数が足りないということなんですか、どっちなんですかね。

○江口道路管理課長

下に行っていない理由がですね、袋状道路の場合は6メートル以上というのがございます。ですから、4メートルだから6メートルのところに伸ばしていったと。

(「6メートルが優先」と呼ぶ者あり)

はい。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第290号議案について説明をお願いいたします。

◎第290号議案 付替市道鷹ノ羽小ヶ倉線受託合併工事委託契約の締結について 説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第291号議案について説明をお願いいたします。

◎第291号議案 財産の取得について 説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第292号議案について説明をお願いいたします。

◎第292号議案 付替市道鷹ノ羽畑瀬線受託合併工事委託契約の一部変更について 説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に一般会計補正予算の第208号議案について説明をお願いいたします。

◎第208号議案 平成21年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、第1条(第1表)歳出第8款、第11款、第2条(第2表)第8款 説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

○野中委員

28ページの自歩道照明整備事業の件なんですけども、これは青色の防犯灯の設置というのはされるんですかね。

○黒木道路整備課長

今回は青色の照明は設置いたしません。

○野中委員

その理由は。

○黒木道路整備課長

理由といたしましては、今回、実験をいたしまして、青色も当然やりましたけれども、意見といたしましては非常に照度がないというのが正直なところです。明るさが足りない

というのが一番の理由でございます。

○野中委員

基本的に目的が通学路の安全が目的ということでしょうけども、青色防犯灯ということで基本的に今多分試験的ですかね、佐賀市の中で。全国的にもその安全の部分で結局そういう抑制というところで非常に注目されていると思うんですけど、そこら辺で検討というか、全くその辺は——その照度というのはわかるんですけど、要するに明るさというかです。薄暗い感覚はあるんですけども、ただそこら辺の安全性という部分は重視されてもいいんじゃないかなというふうにちょっと意見として思うんですけども、その辺どうなんですかね。

○黒木道路整備課長

安全性という、どういった方面での安全性——その通学路を通行するときのですね、ある程度歩道が遠くまで見えるといいますか、そういった意味なのかですね。その犯罪といいますか、そういったものの安全性なのか。

○野中委員

安全性は基本的に私が言っているのは防犯、要するにそういういろんな犯罪とかですね、そういった安全に関してということです。

○黒木道路整備課長

我々がこの自歩道照明をつけている目的としましては、やはり通学路の主に中学校校区のですね、中学生の通学路の安全を保つと。確かにそういった防犯効果というのはあると思いますけど、まず暗いというのが、何とか明るくしてというのが一番の要望でございましたので、まずは明るく照らすということが第1の目的でやっております。ただ、そういう部分的なですね、犯罪が起こりそうなところについては、そういった青色というのでも検討の余地はあると思いますけども、全体的につける場合はやはり通常の白といいますか、で考えております。

○野中委員

検討の余地ということは、いずれにせよ、これ多分勉強会するとき640基ですかね、設置されるということで、南部3町プラスの諸富、大和、富士という形でちょっとお伺いしたんですけども、要するに1回はそういう照明の明るさのぐあいを重視した上で安全を保ちたいということで、設置を行う。一括して行うということで、後ほどそういう安全面をもう一回、いろんな防犯面とか犯罪面とかそこら辺を検討した上で、また、将来的には検討していった上で変更も考えられるということではちょっといいんですかね。

○黒木道路整備課長

部分的にはそういったところも検討の余地はあるかと思いますが、やはり先ほど言いましたように照度というのは我々は重視をいたしております。一応、基準といたしましてはですね、最低0.2ルクスぐらいですか。ちょうどひざ下ぐらいのところでおおむね

0.2ルクスぐらいを目標照度として今つけておりますので、青色でやった場合がですね、極端にこう間隔が短くなるとかですね、そういったこともございますので、ちょっと今の時点ではその自歩道をつける場合はやっぱり青色のところまではいっておりません。

○桑原建設部長

青色につきましてはですね、今、犯罪関係とかそういった分についてはかなり注目を一精神的な安定をさせるような、これはある程度あちこちでされております。佐賀市も一部青色をつけたところもございます。で、昨年ですか、2カ所ですね、蓮池とそれから兵庫庫の一部にもつけております。そういった中で、基本的には課長言ったように明るいところというふうなことでやっておりますけれども、そういった部分的な部分については当然青色の部分も検討して設置をするようなことはしたいと思っております。今回の補正の分は山手の分ですから、山間部になりますと明るいほうがいいのかなと思っておりますけれども。

○野中委員

これ山手だけですか。

○桑原建設部長

今回の補正の分は山手の分です。

○黒木道路整備課長

今回は山手のほうというか、富士支所と大和、それから三瀬支所ですね。それで5,500万円に対応したいと。基数につきましては920基程度、詳しく言いますと、大和のほうは360基、富士のほうは440基、三瀬は120基を予定いたしております。

○江頭委員

これは議案質疑でうちの会派の松永議員が質疑したことで、一つそのときの議案質疑の中でなかなか詰め切れない、きちっとした質問ができないところがあって、一つ私もこういうLEDの問題を出されて、いろいろな検討をして今回この5,500万円の使い道を決定したと。しかし、この議会で問題になった文化会館のああいう設備の変更にしても、いろいろこの循環型社会においていろんな器具の見直しというか、もう日進月歩ですよ、いろんな部分がある。この照明についても、今課長は照度だけで問題に取り上げていたけど、やっぱりランニングコストだとか、そういうCO<sub>2</sub>の排出量の削減率だとかいろんなことをやっぱり考えた場合に、やっぱりこれから先、内部で検討されるのは非常に専門的知識が要って大変だろうけれども、今回、実際いろんな検討されたその後、何かこのLEDの中で、器具の中で非常にコストも寿命の問題からいっても、5倍から7倍違う製品も発売されているんだと。そういうことが実際その部分まで検討されたのかということをもっと伺いたいと思っておりますけど。

○黒木道路整備課長

検討されたかということでございますけれども、先月でしたかね、自歩道照明の光源テ

ストというか、コストも含めて検討をいたしております。1つは従来使っているコンパクト蛍光灯ランプですね。それと水銀灯、それとLED照明も含めまして一応検討はいたしております。確かに言われるようにLEDは最近非常にCO<sub>2</sub>削減が叫ばれている中で非常に効果があるということは一応わかっておりますし、ただ、値段が大変高いというのはまだあります。それと照度に関しては、コンパクト蛍光灯ランプにつきましては全体的に明るくします。ほわっとですね。ただ、LED照明につきましてはどちらかといいますと光源がですね、ストレートに光が当たりますので、非常に限定的といいますか、ランプの向きによってそのままストレートに光りますので、ちょっと向きによって前のほうには光らないとか、そういった欠点はございます。ただ、今から技術開発も進められて、そういった改良はなされると思いますけれども。

それとあと1つコスト関係でございますけれども、確かにコストは安いけれども、その電気量といいますか、寿命といいますか、寿命というのはLEDが確かに長いです。4倍ぐらい長いです。ただ、10年間でランニングコストを計算いたしますと、ほとんど変わらないという結果になっております。むしろ若干高いぐらいのランニングコストにはなっております。

○江頭委員

ちょっと確認します。設置費用、設置ですね、ポールから何から全部器具を設置する部分においては、従来の蛍光灯がLEDより安いんですね。

(発言する者あり)

安い。どのくらい違うんですか。倍率でどのくらい違うのか。

○黒木道路整備課長

倍率といたしまして、まず設置費用ですね。設置費用につきまして約3倍LEDのほうが高いです。それとランニングコストはですね、電気料金は一応ワット数によって定額料金でやっていますので、LEDが例えば30ワットとか40ワットとかありますけれども、コンパクトも30ワットか40ワットをつけていますので、料金は一緒なんですよ。10年間の料金は。あと違うのは、寿命がやはり3倍から4倍長いと。ただし、LEDは電気を交換するときにはランプだけじゃだめなんですね。本体自体をかえなくちゃいけませんので、その本体がまだ高いんです。何万円とします。ただ、コンパクト蛍光灯はただランプをかえるだけですので、そういった違いはあります。ですから、ランニングコストを先ほど言いました10年間でずっと計算をしましたら、ほとんど変わらない、今の時点では変わらないということです。

○江頭委員

私もこれ本当詳しくないから、なかなか勉強してから言わにゃいかんのですけれども、今比較されたこの補正予算で、予定されて比較されたLED、それ以上にコストが安く一番新しいLEDの話は今課長はされたんですね。そういうふうに認識してよろしいん



ですね。

○黒木道路整備課長

それは若干違うと思います。私どもが実験したのは、LEDの中でも40——ちょっとこれ専門でよくわからない部分はあるんですけども、2種類やったんですね。

○道路整備課事業二係長

委員が御質問なのは、20ワットタイプの恐らくLED照明かと思われれます。実験の段階ではその製品が開発されておりませんでしたので、実は実験はしておりません。その後、そういう製品が出たというのは私も伺っておりました。内容についてですね、少し概略ですけども、それも含めて金額的なものを出してみたんですけど、現時点で言いますと、1棟当たりのコストとしてはランニング、それからイニシャル合わせてそう変わりません。ただし、その20ワットにした場合何が問題かという、明かりがどうしても暗くなります。要するに、通常の防犯灯が20ワットタイプなんですけど、ということは間隔を詰めないと、要するに個数をふやさないと今のうちが通常つけている自歩道照明に対応できないということになりますので、個数がふえるということはその分やっぱり単価的には割高になりますので。

ただ、議員おっしゃっているように今LED照明に関しては非常に注目されておりますし、いろんな業者というか、以前はかなり少ない業者しか、2社とかしかなかったんですけど、今はいろんな業者が大手も入っておりますので、日進月歩でずっと変わってきてはおりますので、その辺の状況でずっと変わってくる可能性はあります。その辺はやはりいろいろ注視をしていきたいとは思っております。

以上です。

○江頭委員

そしたらもう1点、29ページの諸富鉄橋展望公園整備事業の750万円の件なんですけど、今説明で、繰越明許として来年のゴールデンウィーク時期に完成というんですけど、これは経済危機対策臨時交付金の取り扱いによって、何かこう繰越明許というように説明をちょっと聞いたんですが、そのあたりが非常にわかりづらかったんですけど。その辺をちょっと詳しくお願いします。

○吉原緑化推進課長

この諸富展望公園の公衆トイレの分は、かねてから地元のほうからも必要性を言われてきたわけですけども、なかなか当初では予算化に至らなかった経緯がございまして、そうした中で何年度という計画がまだたっていなかったわけですが、今年度の国の緊急経済対策事業の一環でつけていくということで、特に諸富支所のほうからもこの件は重点でやっていけたらということございまして、急遽ではございましたけども、今年度でつけてもらうようになりました。

ただ、この11月議会の中で承認していただくとなっても、事業に着手できるのはこれ以

降なもので年度内に収束できないということなんで、若干余裕を持って年度繰り越しの申し出をさせていただいたわけです。

○本田委員

先ほどの説明の中で展望公園1カ所、そして、そのほかに3カ所というようなお話でしたが、展望公園の場合は、今のトイレに多目的トイレをつけ加えるというイメージでいいのか。あと3カ所と言われましたけど、3カ所はどういうふうな——ユニバーサルデザインというふうに言われましたけど、どういう工事をされるのかというのをもう少し詳しく説明してもらえませんか。

○吉原緑化推進課長

まず諸富のほうから説明させていただきます。諸富のほうは、公衆トイレはですね、現在、男子用女子用ありますけども、この個数ではですね、非常に観光客の方も年間統計では7万人近くいらっしゃるという中で、時期によっては非常に混雑して不便に感じているということがございました。それともう1つは障がい者用がなかったということもございます。それで今回は身体障がい者用ということで1カ所、そして、女子トイレを新たに増設すると、その2つをセットにした増設としています。で、今の現在のトイレのところに隣接するというように考えています。公園敷地内に設けるということで考えています。

で、今3カ所とちょっと説明不足がございましたけども、もう1つは佐賀城公園のトイレでございます。これほかにも公衆トイレございますけども、この中の今回考えられているのは、現在、佐賀城本丸のところにあります鯨の門の前のトイレですね。まだ新しいですけども、そこにですね、あの施設そのものを解体してということではございませんけども、この中で内容としましては、例えば、背もたれの様になっていないから——ユニバーサルデザインということで、だれでも利用できるという視点で若干、身体障がい者用とはまた違うということで、背もたれ様を設置するとか、あるいはサインを少し変えると、表示サインですね。とか、いろんな腰かけの便器の可動式の手すり、それをですね、紙巻式に交換ということで何点かですね、ユニバーサルデザイン用に持っていくということで施設を継ぎ足す——付属物をつけたりということでもそういうことも含めてやります。

もう1つは美術館前にあります。現在、美術館のところに、入り口付近にちょっと見えにくいですが、あります。そこも先ほどの鯨の門前と同じような内容でいろんなサインの交換とか、洋服かけのフックを少しいじるとかですね、そういったものをやっていくと。

もう1つ、3番目はちょうど附属中学校の南側にシャボン玉公園ってございますけども、そこが今現在、男子用と小規模で1つありますけども、それも全面的に改築するという中身になっております。で、その改築の中身は男子用女子用、そして多目的用と、そういうふうな内訳でつくり直すというふうになっております。以上で3,500万円程度の事業費の中の2分の1ということです。

○本田委員

今説明を聞いたんですが、今回の一般質問でもしましたように、それぞれの部でそれぞれの感覚でやられると非常にでき上がってしまってから違ってくるということがありますので、ぜひそこは統一した見解の上でやっていただきたいと思うんですね。その諸富鉄橋の公園も身体障がい者用のトイレというよりも多目的トイレというふうには今はもう考え方が変わっていますので、ぜひそういう感覚でやってもらいたいということと、やはりこれだけの工事を、これだけのお金を使いますので、ぜひ使う人たち、いわゆるいろいろな障がいを持った方々の意見を事前にぜひ反映させていただきたいと。終わってから、これでどうですかと見せられても何もなりませんので、事前にどういうふうなトイレが使いやすいかというような問いかけもして、ぜひ立ち会った上でいいトイレをつくっていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○吉原緑化推進課長

諸富のところでは少しつけ加えといいますか、少し表現を改めてさせてもらおうのと、女子のトイレをつけるということと、もう1つはですね、先ほど言葉が違っていましたけども、多目的トイレという表現で考えておりますので、その点よろしくお願いします。

それと、つくるに当たってはということ、事前にちゃんと使う人の身になってということでございます。この私どもの施設、公園、特に公衆トイレをつくる際には、今バリアフリー対応ということで、この間、事前にいろんなそういった視点でつくっていくということで、私ども建設部内の関係部署とも合議をとったりということでは、仕組み的にはなっておりますので、今回についても整備のガイドラインに沿ってですね、準じたつくりをしながら、関係部署と少し改めて協議する予定だということと、もう1つは御指摘ございましたんで、この間もいろんな公共施設のときには何回かは障がい者団体の方とも話をさせたり、現地で検証させたりさせてもらいましたけども、今回についても、それを設けるように考えたいと思います。

○原口委員長

この際、委員の皆様にお諮りいたします。先ほどお昼休みのチャイムがなりましたが、まだ質疑の途中ですので、このまま審議を続けたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、審議を続けます。ほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、それでは報告まで行きたいと思います。

次に、専決処分第27号及び第28号の報告について説明を求めます。

◎第27号報告～第28号報告 説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで建設部関係の審査を終了いたします。

○原口委員長

1時10再開ということによかですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、建設部は終了いたします。

1時10分の再開ということをお願いいたします。

◎午後0時7分～午後1時11分 休憩

○原口委員長

それでは、審査に入る前に、執行部の職員紹介をお願いしたいと思います。

紹介は、課長級以上で本日来られている方のみで結構です。なお、本庁、支所副部長級以上の方は、10月の初会合にて自己紹介いただきましたので、必要ありません。

それでは、お願いします。

◎職員紹介

○原口委員長

ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

まず、条例第216号議案及び第217号議案については関連がありますので、一括して説明をお願いします。

◎第216号議案 佐賀市市営浄化槽条例 説明

◎第217号議案 佐賀市市営浄化槽事業受益者分担金徴収条例 説明

○原口委員長

説明がありましたので、第216号議案及び第217号議案について一括して質疑をお受けいたします。

○嘉村委員

使用料のところですけども、これは定額というふうにおっしゃったですよ、公共下水道はですよ。その水道料金に係数を掛けた料金が出てくるわけでしょう。これとの平均値ですね。それと、公平的な見地でこの数字を出しておられると思いますけども、そこら辺のところをちょっと御説明をですよ。どういう基本に置いて、この数字を出してきたのか、説明をいただきたいと思います。

○本木下水道企画課長

下水道料金との関係というお話だと思います。7人槽の例でちょっと御説明をさせていただきたいと思いますが、浄化槽の使用料、これは先ほど3,000円というふうに申し上げました。それと、電気代というのはもう個人負担ということにさせていただいておりますので、標準的なところでは月当たり750円ほどかかるというふうなことで、そういった御負担をしていただくということで、月当たり3,750円かかるということでございます。

下水道の使用料金のほうですけれども、標準的なところで7人槽に相当するようなところで、使用料を算定しますと、3,791円程度になるということで、大体そういったところで下水道との均衡といいますかね、を考えているところでございます。

○嘉村委員

そうすると、槽が大きくなっても、大体、同等な額になってくるんだよということですね。公共下水道とね。

○本木下水道企画課長

今の場合、7人槽で御説明をいたしましたけれども、10人槽になりますと若干また上がってくるわけですけれども。できるだけそこら辺の均衡はですね、考えてということでございます。若干ですね、人槽が大きくなると若干ちょっとやや高目になる、差が開いてくる部分もあると思います。

○嘉村委員

そのどちらのほうが高く開いていくんですか。

○本木下水道企画課長

10人槽の場合ですと、今のような算定でやると浄化槽の場合が4,750円ほど、それと下水道使用料のほうは5,800円ほどになるということで若干、下水道のほうが高いのかなと、浄化槽のほうは安くなっているということです。

○嘉村委員

なかなかですね、この公平公正という視点でとらえると、単に数字だけ見るとですね、多くなっているわけですね、下水道のほうですね。ここら辺のところも、もう少し考慮されたいというふうに私自身は思うんですけども、条例が通ってしまうと、これで行くわけですが。少し検討の余地はないんですか。

○本木下水道企画課長

10人槽の場合は今言いましたような額ですけれども、参考までに5人槽のほうをちょっと言わせていただきますと、5人槽の場合が3,150円が浄化槽と、下水道使用料が3,000円ちょっとということになっておりまして、10人槽のほうは若干、差が出てきますけれども、基本的には5人槽、7人槽がほとんどでして、先ほど申しましたように資料のほうで、10人槽までで88%というふうに申しましたけれども、結構ウエイト的にはそちらのほうがありますんで、そういったところで、特に5人槽、7人槽がもっと量的にも多いということですね、そのあたりを重視させていただいたというところでございます。

○嘉村委員

それとちょっと、料金にかかってくるんですけど。地下水とか上げよんさってこはですよ。公共下水道でも。これは地下水で上げて、トイレだけ使っているというところも。あ、なかか。ないね。そうすると、合併浄化槽のところは、地下水をトイレだけで使っているけれども、それはそれで関係ないですよ。定額でもらうからね。わかりました。済みません

でした。

○武藤委員

ちょっと確認ですけど、一応、私が聞いとつとでは、市の持ち物になるわけですね。ということは、個人の場合は検査ば受けよっでしょうが。浄化槽の場合。その検査費用は個人の持ち物であれば、個人さんが払いよっちなかですか、2か月に1回くらい。市の持ち物ということは市が検査してやるということで、この費用で個人が出す費用はないということに理解してよかですかね。

○本木下水道企画課長

この使用料で、先ほど言いました維持管理、法定点検とかですね、清掃等は市のほうでやると。そのかわり使用料をいただくということになっております。

○中山委員

16ページの使用料の減免ですね。公益上その他特別の理由というふうに言われていますが、ここら辺はどういう、もう少し詳しく教えていただきたいんですが。

○本木下水道企画課長

使用料の減免の特別な理由ということですけども。使用料の納付がですね、困難と認められる場合というふうなことで、今、考えているのが、使用料がその財産についてですね、震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難に遭った時とかですね。使用者が病氣もしくは負傷により長期療養を必要とするというような場合。そういったときを想定しております。

○中山委員

それは、次のにも関連するよね、217号にも。受益者分担金の徴収条例のところの中に、徴収猶予、それから第6条の分担金の減免ですね。ここら辺とも兼ね合うわけですが、これは生活保護法に規定する生活補助を受けている受益者とかというふうになっているけども、そこも含まれるんですかね。

○本木下水道企画課長

はい、一応、生活保護の場合とですね、その他考えられるのが、特に分担金を減免し、または免除する必要があると認められる受益者というようなことで、自治公民館ですとか、お寺、神社あるいは学校、幼稚園、そういったものを今のところ考えているところがございます。

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○中山委員

そのPFIをちょっと簡単に説明してもらえませんか。どういう方式なのか。

○本木下水道企画課長

PFI業者はSPCと言っていますけども、特定目的会社に対しまして、そちらのほう

が浄化槽設置及び維持管理をしていくということになりますけども、それに対して市のほうが、設置浄化槽について買い取り、維持管理については委託していくというようなやり方で整備を進めていくということでございます。概要的にはそういったことです。

○中山委員

私だけかもしれんけど、もう少し詳しく言って。

○本木下水道企画課長

今回、22年度からですね、今言いました市営浄化槽事業で進めていくということにしておりますけども、この事業、P F I 事業であるというようなことで、公共負担額を低減できないかというそういった可能性、それと民間で行うことによって公共サービス向上がもっと実現できないのかというようなことがございますので、そういったところをP F I 事業という形で進めさせていただきたいというふうに考えております。今回その調査をしますけども、その他にいろんな法制度上の課題とか、民間事業者の参画見込みというようなことも探っていきたいというようなことで、今回委託をしているところでございます。

○中山委員

財源的なものがどうなっていくのかとか、そこら辺が、市がね、やったほうがいいのか。最終的には民間委託まで考えてあるという先ほど説明があつてはありますが、そういう方向性としてはそうだろうけども、そういう何といいますかね、P F I というその方式自体をね、もっと詳しく。P F I という方式自体をちょっと詳しく言っていただきたい。

○下水道企画課企画調整室長

P F I の説明でございますけども、まず、通常、公設である場合、22年度から市町村型、市営浄化槽なんですけども、これは公のほうで、予算をとってですね、設置して維持管理を行っていくという事業です。一方、P F I ということになりますとですね、資金をまず民間のほうで用意をしていただいて、民間のほうで建設をしていただくということになります。で、建設してもらったものを市の予算で買い取るということになります。これがP F I 事業の一つの建設の特徴でございます。その後の維持管理につきましても、佐賀市のほうから民間のほうに委託として費用を出して、維持管理をしてもらうということになるかと思えます。

○中山委員

今言われた、その資金を民間が用意して建設していくと。それをいわゆる公共、佐賀市が買うと。そして、維持管理もしていくという、そういうことですね。最初のお金の問題がやっぱり民間からこうやっていくという。わかりました。

○山口副委員長

システムはわかりました。導入可能性調査、この委託料500万円とあるんですが、これはどこに対して委託をされるんですか。

○本木下水道企画課長

民間のコンサル会社を考えております。

○中山委員

関連して。先ほど久留米って言いんしゃったかな。違ったか。これは違うですね。済みません。こういう方式でやっている県内の市町村はあるんですか。

○本木下水道企画課長

県内では唐津市が既に取り組みられています。P F I 事業。今年度からやったと思いますが。

○中山委員

つまり、唐津等で何とかよいみたいだからということで、そういうこともちょっと研究してみようという調査費ですかね。そういうことでいいんですか。

○山口副委員長

先ほど簡単にお答えいただいたんですが、特定のこういうコンサル業者というのは佐賀にはかなりいらっしゃるのでしょうか。

○下水道企画課企画調整室長

現状でこの市営浄化槽のP F Iについてなんですけども、こういうふうなコンサルタント業務をですね、現在その実績としてはございません。佐賀市の市内の業者ではですね。福岡に支店を置く、特に下水道を行っている、その水コンのコンサル等がですね、このP F I 事業のコンサル委託をですね、かなり全国的でも受注されているところがあるという現状です。

○中山委員

そもそものこのP F Iを導入しようとする発想というか、これでいけば佐賀市があんまりお金ば出さんでいいというふうに考えてあるのか。そこら辺の、そもそもこのように導入したいというところの、そもそものところをちょっと言ってもらえますか。

○本木下水道企画課長

先ほどちょっと申し上げましたけども。公共側の負担の軽減というのと、もう1つは、市民の方へのサービス向上の実現性。要するに、民間のノウハウといいますか。そういったところを活用したほうが、経費的にもまた市民サービス等の点からもいいんじゃないかということで、発想したということでございます。

○中山委員

これを提案してきた会社というのは福岡の会社ですか。それとも東京とかそういうところの会社が来たんですか。そういう会社が、これは全国的に普及を少しはしていますよとかそういう形で来たのか、どういう形で来たんですか。

○下水道企画課企画調整室長

コンサルからとかの提案ではございません。唐津のほうもですね、今年度からP F I 事業をやっているんですけども、実際同じように市のほうで建設及び維持管理をやっていた



事業というのが唐津の場合は15年度からやっておられました。で、15年度から20年度までそういうふうな公設公営で事業をされていたんですけども、さらに公共サービスとして質を上げられないか。また、普及促進を図っていけないかというようなことが課題となっております。そこを追及して、行政からですね、こういうふうなPFIの可能性というのを検討していったということですので、民間からの発案ということではございません。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に特別会計補正予算に入りたいと思いますが、下水道関連の特別会計2議案ですので、第209号議案及び210号議案については一括して説明を受けた後、一括して質問を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、執行部の説明を求めます。

◎第209号議案 平成21年度佐賀市公共下水道特別会計補正予算(第5号) 説明

◎第210号議案 平成21年度佐賀市特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)

説明

○原口委員長

説明がありましたので、第209号議案及び第210号議案について一括して御質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、専決処分第26号報告について説明をお願いします。

◎第26号報告 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、環境下水道部関係の議案の審査を終了します。

これで当委員会に付託された議案の審査を終わります。